

別記様式 4

「伊勢崎市ごみ処理施設個別施設計画案」に関するパブリックコメント手続の結果

| | |
|---------|---|
| 意見の募集期間 | 令和7年2月3日 ~ 令和7年3月4日 |
| 意見の提出者数 | <u>1 人</u> |
| 意見の件数 | <u>1 件</u> |
| 意見の要旨の数 | <u>1 件</u> |
| 担当部課 | <u>環境部清掃リサイクルセンター 2 1</u> |
| 電話 | <u>0 2 7 0 - 3 2 - 3 1 6 6 (内線 2 0 0 2)</u> |
| ファックス | <u>0 2 7 0 - 3 2 - 3 0 6 8</u> |
| 電子メール | <u>seisou-c@city.isesaki.lg.jp</u> |

伊勢崎市ごみ処理施設個別施設計画（案）に関するパブリックコメント手続を令和7年2月3日から令和7年3月4日まで実施し、1名の方から1件のご意見をいただきました。
お寄せいただいたご意見について、市の考え方を次のとおり公表します。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 《意見等の対象となった項目を記載》 についての意見等

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 全体として、あずま浸出水処理棟が本当に必要なか良くわかりませんでした。必要なら賛成です。 ただ、各所のストックヤードは鉄骨造の必要性はないように思いました。 | 浸出水処理施設は、廃棄物の最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流するための施設となります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法と略される）に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、処分場が満杯になって埋立が終了した後も、浸出水が水質汚濁の原因とならなくなるまで運転を続ける必要があります。 また、ストックヤードにつきましては、プラスチック製容器包装の保管施設として使用する施設であり、風雨を防ぎ、飛散防止等のため鉄骨造といたしました。 |